

広島県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十八年十一月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一八六号	大竹市小方町小方字道源小屋四五一番一地从先から 大竹市小方町小方字苦ノ坂西山三六七番一地从先まで	平成二八年一〇月二七日